

○ 構造設備基準

法：旅館業法

施行令：旅館業法施行令

規則：旅館業法施行規則

条例：福山市旅館業法施行条例

要領：旅館業における衛生等管理要領

| 種別 | 旅館・ホテル営業 |
|-----------|---|
| 客室 | <input type="checkbox"/> 客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあっては9㎡）以上であること。（施行令1条1項1号） <input type="checkbox"/> 外気に面して窓を設けること。（条例6条3号） <input type="checkbox"/> 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。（要領Ⅱ第1 11（3）） |
| 玄関帳場 | <input type="checkbox"/> 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次のいずれにも該当すること。（施行令1条1項2号，規則第4条の3） <ul style="list-style-type: none"> 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 宿泊者名簿の正確な記載，宿泊者との間の客室のカギの適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えること。 <input type="checkbox"/> 玄関帳場に代替する施設を有する場合は，上記に加えて次にも該当すること。（要領Ⅱ第1 8（5）） <ul style="list-style-type: none"> 営業者自らが設置したビデオカメラ等により，宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 |
| 入浴設備 | <input type="checkbox"/> 当該施設に近接して公衆浴場がある等，入浴に支障きたさないと認められる場合を除き，宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。（施行令1条1項4号） <input type="checkbox"/> 共同用の入浴設備については，次のいずれにも該当すること。（条例2条2号） <ul style="list-style-type: none"> 脱衣室が付設されていること。 浴室の内部が外部から見通せないこと。 <p>[共同の入浴設備の措置基準については別紙のとおり]</p> |
| 設備 洗面 | <input type="checkbox"/> 宿泊者の需要を満たせる，適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令1条1項5号） |
| 収納 寝具 | <input type="checkbox"/> 寝具の収納設備が，適当な場所に設けてあること。（条例2条1号） |
| 便所 | <input type="checkbox"/> 適当な数の便所を有すること。（施行令1条1項6号） <input type="checkbox"/> 換気，採光，照明，防臭，昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を設けること。（条例6条6号） |
| 照明等 換気・採光 | <input type="checkbox"/> 適当な換気，採光，照明，防湿及び排水の設備を有すること。（施行令1条1項3号） <input type="checkbox"/> 床下には，適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。（条例6条1号） <input type="checkbox"/> 客室，廊下，階段等には，十分な換気，採光及び照明の装置を設けること。（条例6条2号） |
| 調理場 | <input type="checkbox"/> 換気，採光及び照明が十分であるとともに，防じん及びねずみ，昆虫等の防除の設備を設けること。（条例6条4号） |

| | |
|------|--|
| 遮蔽 | <input type="checkbox"/> 法第3条第3項各号の施設の敷地（用途決定した土地を含む）の周囲おおむね100mの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊戯をさせるホールその他の設備の内部が見通せないようにすること。（施行令1条1項7号） |
| 設置場所 | <input type="checkbox"/> 施設の設置場所が、[学校、青少年教育施設、児童福祉施設、図書館、公民館等]の敷地（用途決定した土地を含む）の周囲おおむね100mの区域内においてその設置によって当該施設の清純な環境が著しく阻害されるおそれがないこと。（法3条3項） |
| 外観等 | <input type="checkbox"/> 外壁、屋根、広告物及び外観等は、周囲の善良な風俗を害することがないような意匠とし、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。（要領Ⅱ第1 2） |
| 設備給水 | <input type="checkbox"/> 飲料水を衛生的で十分に供給できる設備を設けること。（要領Ⅱ第1 23（1）） <input type="checkbox"/> 井戸水など水道水以外の水を飲用に供する場合は、殺菌装置又は浄水設備を備え付けること。（要領Ⅱ第1 23（1）） |

○床面積・有効面積の考え方（内のりて算定すること）

床面積：床の間・押入は除き、踏込・広縁・浴室・トイレを含む。（人が通常立ち入る部分）

有効床面積：床面積から踏込・広縁・浴室・トイレ等を除く。（居室部分）

